

京都市家族介護用品給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家族介護用品給付事業（以下「事業」という。）の利用に係る手続に関する事項その他この事業の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、本市の区域内に居住する要介護高齢者を介護する家族に対して、介護用品（介護に必要な物品で、介護保険法（以下「法」という。）第8条第12項に規定する福祉用具貸与、法第8条第13項に規定する特定福祉用具、法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与及び法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具の対象となるもの以外のもので別に定めるものをいう。以下「家族介護用品」という。）を給付することにより、要介護高齢者及びその者を現に介護する家族の負担の軽減を図るとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「要介護高齢者」とは、次の各号のいずれにも該当している者をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 本市の区域内に現に居住している者
- (3) 法第7条第1項に規定する要介護状態区分が4又は5に該当する者
- (4) 居宅において現に介護されている者

(給付対象者)

第4条 この事業により家族介護用品の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当している主たる介護者1人とする。

- (1) 要介護高齢者と現に同居している者
- (2) 要介護高齢者の配偶者又は3親等以内の親族
- (3) 要介護高齢者の属する世帯のすべての世帯員が申請日の属する年度（4月又は5月中の申請については、申請日の属する年度の前年度）分の市民税が非課税の者

2 前項の規定にかかわらず、市長が、特に必要があると認めた者に対して家族介護用品を給付することがある。

(家族介護用品等)

第5条 家族介護用品は、本市が当該年度における家族介護用品の給付に関する業務を委託する家族介護用品取扱事業者（以下「給付業務受託事業者」という。）により、本市が交付する家族介護用品給付券（第1号様式。以下「給付券」という。）と引換えに給付するものとする。

(給付の申請等)

第6条 家族介護用品の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を要介護高齢者の介護保険被保険者証に記載されている住所地を所管する区役所・支所の健康長寿推進課（以下「区役所等健康長寿推進課」という。）を通じて市長に提出するものとする。

- (1) 家族介護用品給付申請書（第２号様式）
 - (2) 要介護高齢者の介護保険被保険者証の写し
 - (3) 要介護高齢者の属する世帯のすべての世帯員が申請日の属する年度（４月又は５月中の申請については、申請日の属する年度の前年度）分の市民税の課税状況を証明する書類
- ２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、家族介護用品の給付に関し必要に応じて、区役所等健康長寿推進課に当該申請を行った者（以下「申請者」という。）の生活状況、収入状況その他の事項を調査するものとする。
- ３ 市長は、前項の規定による調査の結果により、申請者が第４条の規定に該当していると認めるときは、その者について家族介護用品を給付することを決定する。ただし、申請者が正当な理由がなく前項の規定による調査を拒んだとき又は申請者が当該申請の前に虚偽の申告その他の不正な手段により本市から給付券の交付を受けたときは、この限りでない。
- ４ 市長は、家族介護用品を給付することを決定又は給付しないことを決定したときは、その旨を家族介護用品給付決定等通知書（第３号様式。以下「通知書」という。）により当該申請者に通知する。

（給付券の交付）

第７条 市長は、前条第４項の規定により家族介護用品を給付することを決定した旨の通知を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）について、次の表の左欄に掲げる申請の時期の区分に応じ同表の右欄に掲げる給付券（１枚当たり、５，０００円相当）を交付する。

申請時期	交付枚数
４月１日から５月３１日まで	１２枚
６月１日から７月３１日まで	１０枚
８月１日から９月３０日まで	８枚
１０月１日から１１月３０日まで	６枚
１２月１日から１月３１日まで	４枚
２月１日から３月３１日まで	２枚

- ２ 前項の規定による給付券の交付は、同一年度において１回とし、再交付しないものとする。
- ３ 給付券の使用期限は、給付決定者が給付券を受け取った日から同日の属する年度の末日（末日が給付業務受託事業者の休業日に当たるときは、その前日）までとする。
- ４ 本条の規定については、市長が認める場合はこの限りではない。

（遵守事項）

第８条 前条の規定により給付券の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 給付券を第三者に譲渡し、又は換金してはならない。

- (2) 給付券を家族介護用品の給付以外の目的で使用してはならない。
- (3) あらかじめ区役所等健康長寿推進課に登録している居住地以外に家族介護用品の配達を依頼してはならない。
- (4) 配達の依頼は、給付業務受託事業者につき1月に1回を超えてはならない。

(返還)

第9条 市長は、給付決定者が虚偽の申告その他の不正行為により給付券の交付又は家族介護用品の給付を受けたときは、その者に対して、当該家族介護用品に相当する金員を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

(市民税の均等割減免の廃止に伴う特例措置)

2 令和6年6月1日から令和10年5月31日までの間（以下「特例期間」という。）、令和5年度の市民税が、京都市市税条例の一部を改正する条例（令和2年11月25日条例第19号）による改正前の京都市市税条例第35条第2項第3号により、全額の減額（以下「均等割減免制度」という。）されたことに伴い、事業の給付を受けた者のうち、次の各号のいずれにも該当するものについては、第4条各項の規定にかかわらず、給付対象者としてすることができる。

- (1) 要介護高齢者と現に同居している者
- (2) 要介護高齢者の配偶者又は3親等以内の親族
- (3) 特例期間において、市民税均等割減免制度の適用があった場合に、均等割減免制度の適用を受けられるもの（本号の要件を満たさなくなった後に再び本号の要件を満たすこととなった場合は除く。）

3 前項の規定にかかわらず、市長が、特に必要があると認めた者に対して家族介護用品を給付することがある。

4 前2項の規定に基づき、家族介護用品の給付を受けた者に対して交付する給付券は、次表の申請月日及び申請年度に応じ、同表に掲げる枚数とする。

申請月日	申請年度				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
4月1日から5月31日まで	—	12枚	9枚	6枚	3枚
6月1日から7月31日まで	10枚	9枚	6枚	3枚	—
8月1日から9月30日まで	8枚	7枚	5枚		
10月1日から11月30日まで	6枚	5枚	4枚	2枚	
12月1日から1月31日まで	4枚	3枚	3枚		
2月1日から3月31日まで	2枚	1枚	1枚	1枚	

- 5 前3項の規定に定めるもののほか、利用に係る手続に関する事項等については、第4条で定める給付対象者の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

京都市家族介護用品給付券

有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

No.

家族介護用品給付申請書

(宛先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所(配達先住所) 〒 —	(ふりがな) 申請者氏名
	(介護を受けておられる方との続柄) 電話 —

京都市家族介護用品給付事業実施要綱第6条第1項の規定により、以下のとおり申請します。				
介護を受けておられる方	(ふりがな)		生年月日	大正 年 月 日 昭和 (歳)
	氏 名			
	介護保険被保険者証に記載されている住所	□申請者と同じ 〒 —		
	介護保険被保険者番号	—	申請時の状況	□ 在宅において介護されている(入院又は特養・老健・養護等に入所していない。)
要介護状態区分	□ 要介護度4 □ 要介護度5	介護保険料の所得段階区分等	□ 第1段階 □ 第2段階 □ 第3段階 □ 第4段階以上かつ □ 均等割減免世帯員全員が非課税 □ 経過措置対象	

○給付券の受領に関する委任欄 (家族介護用品給付券の受領を申請者以外の方に委任される方は、以下の欄に記載してください。)

住所 :	代理人氏 名 :	申請者との 関係 :
上記の者を代理人と定め、家族介護用品給付券の受領に関するいつさいの権限を委任します。氏名(申請者)		

○要介護状態区分等の調査に関する同意欄及び地域包括支援センターへの情報提供に関する同意欄
(表紙の「申請方法」に記載する書類を添付しない場合は、要介護状態区分等の調査に関する同意が必要です。)

京都市家族介護用品給付事業実施要綱第4条に規定する要件を確認するために、要介護状態区分、介護保険料の所得段階区分及び世帯の課税状況を調査されることに同意します。		
☐ 私(介護を受けておられる方)は、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な介護、福祉サービスの提供を受けるため、京都市が実施する高齢者保健福祉サービスの受給情報及び家族等が申請人となる高齢者保健福祉サービスの利用に関する情報について、京都市から居住地域を担当する「地域包括支援センター」(京都市が高齢者を総合的に支援するために事業運営を委託している介護保険法上の公的な機関)へ提供することに同意します。		
※ 介護を受けておられる方の情報を地域包括支援センターへ提供することに関する同意していただける場合は、上記□に✓を記入してください。	世帯員同意欄 介護保険料の所得段階区分2、3以外の方で添付資料がない場合、世帯全員が記入してください。	上記目的のため課税状況を調査されることに同意します。
(介護を受けておられる方) 氏 名		

<京都市記入欄>

下記のとおり確認する(確認方法 □添付資料で確認 □本人同意に基づき関係情報を確認)。				
世帯全員の市民税の課税状況	□ 非課税	□ 課税(経過措置対象者)	□ それ以外	
要介護状態区分	□要介護4	□要介護5	□それ以外	調査員氏名
京都市家族介護用品給付事業実施要綱第6条第3項の規定により、次のとおり決定します。				
□ 家族介護用品を給付し、家族介護用品給付券を交付します。 [給付限度額: 円]				
□ 家族介護用品を給付しません。[理由:]				
申請受理年月日	年 月 日	申請受理番号	第 一 号	
起 案	年 月 日	課長	係長	係員
決 定	年 月 日			

京都市家族介護用品給付券受領書

給付券番号: _____ (_____ 枚)
上記のものを受領しました。
年 月 日 氏 名 (申請者又は委任受領者)

第3号様式(第6条関係)

家族介護用品給付決定等通知書

第 年 月 日

様

京 都 市 長
(区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課)

京都市家族介護用品給付事業実施要綱第6条第3項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

☐ 家族介護用品を給付し、家族介護用品給付券を交付します。 [給付限度額: 円] 介護を受けておられる方の氏名 様
☐ 以下の理由により家族介護用品を給付しません。 [理由]

登録番号	
------	--

注 住所、配達先、電話番号に変更があったときは、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課まで届け出ていただく必要